平成２１年（フ）第２５９１号
福岡市東区多の津５丁目30番15号
破産者　有限会社フレーム福岡
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５８７号
札幌市北区新川３条16丁目２番５号
破産者　有限会社ピース
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３４４号
北海道北斗市本町438番地の８
破産者　有限会社空間
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１７５号
福島市矢剣町27番10号
破産者　有限会社菊地設備
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３０９号
福島市大森字唐橋192番地
破産者　有限会社佐藤特機
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１１８６号
東京都羽村市栄町２丁目12番地１キャッスル羽村211
破産者　西村　直樹
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２１５１号
横浜市中区万代町２丁目４番地１
破産者　株式会社ユアーズプランナー
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５２８号
神奈川県綾瀬市深谷5140番地２
破産者　有限会社エム・ケーサービス
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６８２号
横浜市中区太田町６丁目79番地マスミューチュアル生命横浜ビル401号室
破産者　有限会社翔建築設計事務所
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８５号
岐阜市長森岩戸790番地３、破産開始決定時の住所岐阜市鹿島町４丁目７番地モアグレース鹿島802号室
破産者　白金電装こと　西村　睦男
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４４号
岐阜県下呂市小坂町小坂町87番地１
破産者　有限会社ストライズ・エスデイ
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第５５４号
愛知県碧南市山神町１丁目100番地
破産者　有限会社八千久
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
愛媛県松山市下伊台町1309番地122
破産者　有限会社オフィスウィン
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１２５号
福岡県飯塚市枝国499番地の２
破産者　有限会社ビレッジマウンテンカンパニー
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第３５０号
熊本県八代市古閑中町720番地の12
破産者　株式会社アートプラン
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８０号
東京都青梅市長淵１丁目51番地青梅荘２号棟404号室
破産者　本田　昇治
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２０年（フ）第９０５６号
大阪府八尾市志紀町南３丁目180番地　プランドール701号
破産者　志賀　清則
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３２号
大阪府寝屋川市高倉２丁目１番18号
破産者　岩井　二美（旧姓牛島）
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７７９号
大阪府吹田市千里山西４丁目26番16号
破産者　岡村　章市
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８９６号
大阪市大正区千島１丁目２番２号リエス大正201号
破産者　野口　　昇
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９２７号
大阪府東大阪市荒川３丁目６番23号
破産者　福村　教子
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部